



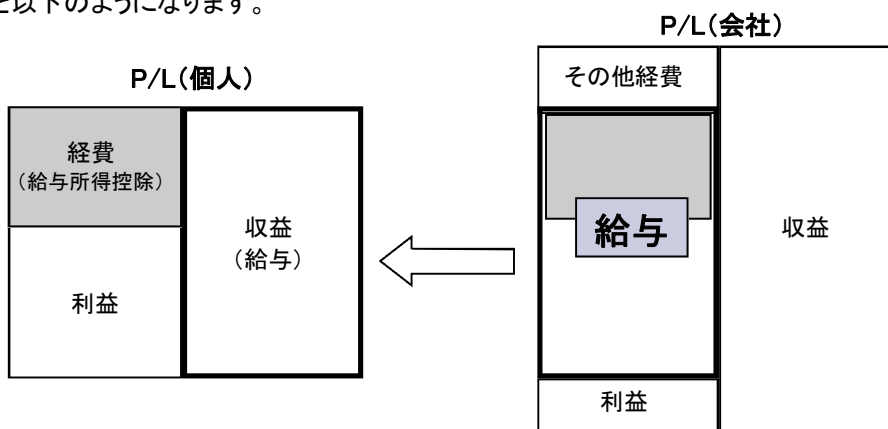
羽の情報便

一人オーナー会社への課税制度の廃止

平成22年度税制改正の中に「一人オーナー会社への課税制度が廃止」というものがあるのをご存知ですか？

■制度の概要

この制度は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されていた「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入」と呼ばれているものです。同族会社について、役員給与の一部を経費にすることができないという制度です。役員給与の一部とは、給与所得控除です。給与所得控除とは、給与から引くことができる経費です。これは、二重に経費を差し引くことができるという会社設立のメリットとも言われています。この「二重に経費」、つまり「二重控除」となる状況を図示すると以下のようになります。



上記は、個人と会社のP/Lを表しています。右側が収益、左側が経費で差し引いたものが利益です。太枠が給与を表し会社では経費、個人では収益となっています。このうち色付き部分が二重に経費になっているといわれている部分です。そもそも会社と個人は別物ですので、本来は二重ではないのですが……。この色付き部分について会社の税金上、経費として認めないというのが、この規定の趣旨でした。

■制度成立の背景と問題点

なぜ、このような制度ができたかという点、平成18年に会社法が成立し、会社が作りやすくなったためです。会社を設立して、この二重控除を認めるわけにはいかない、また個人事業主と会社との平等な課税のためということで、一人オーナー会社への課税制度が導入されました。

つまり同族で90%以上の株式を保有している会社です。但し、会社の利益(所得)と代表者の給与を合わせて、年1,600万円以下(過去3年間の平均)であれば対象外とされています。

個人と会社(法人)は別の人格であり、それぞれの税法があります。所得税法上の給与所得控除を会社(法人)に課すのは無理のある話でした。社長一人の会社でも従業員100人の会社でも取扱いが同じというのも疑問点の一つでした。この制度が平成22年4月1日以降開始事業年度から廃止されます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

十五年前に亡くなった父の名義のまま放置されていた土地を売却することになりました。司法書士に相談したところ相続をしないといけないと言われましたが相続税はどのようになりますか？

売却をするためには名義を書き換える必要があります。

相続の場合の税金ですが相続税は、亡くなった人の所有する財産について亡くなった日現在の時価で評価して課税されます。遺産を分割した時期は関係ありません。

ただしすべての国税には七年という時効がありますのでこれを過ぎれば課税されることはありません。



税金まめ知識（第42回）交際費の5,000円基準

平成18年度の税制改正で、いわゆる交際費の5,000円基準ができました。

これは、交際費のうち、社外の人に対する飲食費で一人当たり5,000円以下で、書類の保存などの要件を満たしているものは、損金不算入の対象となる交際費とししない・・・という内容です。

しかし、この5,000円基準を多くの方が大きな勘違いをされています。そもそも交際費は、会議費とは別の種類のものです。

会議費は、あくまでも会議に伴って必要になる飲食代です。ですから、会議の実態があれば、5,000円を超えていても一般的な範囲であれば会議費になります。つまり交際費にはならないのです。今回のこの5,000円基準の対象になるのは交際費です。

■会議費・・・5,000円基準の規制がない

会議に一般的に必要な飲食代は、5,000円を超えていても会議の実態があれば会議費として処理できる。

■交際費・・・5,000円基準の規制がある

交際費のうち、社外の人に対する飲食代は、一人当たり5,000円以下で書類の保存などの要件を満たしていれば損金不算入の計算対象にしない（＝会議費として処理できる）

ということになります。殆どの会社では、金額だけで判断されるケースが多々見られますが、5,000円を超えていても会議費は会議費で処理し、損金不算入の対象にしくなくても問題ありません。



12月の税務カレンダー

12月10日（金）

11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付

12月20日（月）

7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出



1月4日（火）

10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例31： コンビニストア（年間 19.9%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	3,168,002円／年	年間の電気料	2,539,082円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 628,920円 10年間で 6,289,200円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (16)

似ているけれど・・・違いは何？



■ 「生まれる」と「産まれる」

「生まれる」は、新たに発生したり出現したりする場合に、比較的広い対象で使われますが、「産まれる」は、出産したり産卵するなど、特に生命体を産出する場合に使われます。

■ 「保有」と「所有」

「保有」はたもちもつもの。自分の物として持ち続ける物。
「所有」は自分のものとして持っていること。

■ 「二期作」と「二毛作」

「二期作」は、同一の耕地に同じ作物を年に2回栽培すること、「二毛作」は、同一の耕地に1年間、2種類の異なった作物を栽培し収穫することを言います。社会で習いましたね。

■ 「クッキー」と「ビスケット」

厳密には、脂肪分を40%以上含んでいるものが「クッキー」、それ以下の物が「ビスケット」だそうです。
比較的糖分や油分が多く含まれていて、手作り風の外観をもつものを、「クッキー」と呼ぶことが多いそうです。



今月のコラム

今年もとうとう十二月に突入してしまいました。十二月三十一日は一年の最後の日で「大晦日」と呼ばれます。年越しそばと紅白歌合戦の日ですね。そもそも「晦日（みそか）」とは毎月の月末のことを意味していますが、その一年の最後ということで「大」がついた訳です。

大晦日には一年の間に受けた罪や穢れを祓う「大祓い」が全国の神社で行われます。また、寺社で鳴らされる百八つの鐘は、「除夜の鐘」として皆さんご存知かと思えます。ところで、なぜ百八つかご存知ですか？ 百八とは仏教上の煩惱の数に由来していて、鐘をつくことで煩惱を一つ一つ取り除いて清らかな心でお正月を迎えようという理由からだそうです。最後の一つは新年が明けてから、新しい一年が煩惱に悩まされないようにという願いが込められてつかれています。

繁華街は、クリスマスのイルミネーションが綺麗です。最近では、すっかり電球からLEDに代って電気代は大幅に削減ですね。

本年も一年間、プラスマネジメントをご愛顧いただき誠に有難う御座いました。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

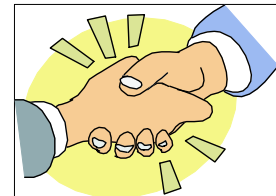
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

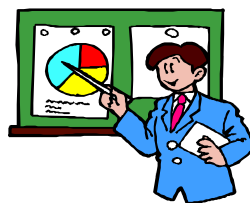
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



過ごしやすい季節になりました。
元気にがんばりましょう。

